

(第八部)

第五回 参議院文部委員会會議録第十号

昭和二十四年五月九日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○年齢のとなえ方に関する法律案(田中耕太郎君外十七名発議)

○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事の兼任及び補欠選任の件

午前十一時四十七分開会

○委員(田中耕太郎君) それでは今日の文部委員会を開会いたしました。會議に付する件の第一といいたしまして、年齢のとなえ方に関する法律案の審議に入りたいと思ひます。この法案は、大文部委員会の諸君によつて発議されておるのであります。でどなたかに提案の理由の御説明をお願いしたいと思います。

○委員(田中耕太郎君) 仰せの通り、この法案は委員が提出者でございますが、我々は山本委員より提案の理由を説明して頂きたいと思ひます。どうぞ皆さんの御賛成を得たいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

○山本委員 御指名によりまして、私からこの法案の提案理由を御説明申し上げます。只今お話がありましたように、この案議者は各党、各派から出ておりました。これは文化問題でありますから、党派を超えて一致して賛成をしたいと思います。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

○委員(田中耕太郎君) それでは三島君の動議に御賛成ないものと認めます。山本君。

第八部

参議院文部委員会會議録第十号 昭和二十四年五月九日

成会内 岡崎栄松

参議院事務局

印刷者 印刷局

(二七五)

すから、党派を超えて一致して賛成をしたいと思います。これは年齢のとなえ方に関する法律案の中にあつて、これは年齢のとなえ方を、これからは習慣の上でも満で教えるようにしたいというのが、この法案の趣意でございます。何故かというようにした方がいかと申しますと、法律においては明治三十五年の法律第五十号といふのが出ておりました。満で教えることになつておりましたが、世間の習慣は昔からの習慣のために今以て教える年になつておりましたけれども、やはりこれは習慣も満で教えるようにして行つたならば、さまざまの点においてよいことがあると思ひます。

その理由を簡単に申しますと、第一には、今の世の中は非常に暗い世の中である。税金は取られ、物は無い。國民は非常に暗い氣持になつておりました。こういうときに年齢を満で教えますと、教える年の上からいふと、年齢が若くなつたやうな氣がいたしました。國民の心が何となく明るくなるやうな氣がすると思ひます。そういうことは別に予算を必要とするわけでもない、簡単にやういふことができるのであれば、こういうことは政治的にも國民に與える影響が大きいのでありますから、第一には今言つたやうに國民の心を明るくする、こういう意味で私がこの案はよいと思つておられます。第二には、今まで子供が生まれまして、それを提出するのにはつきり生れた日を出して、これは文化問題でありますから、党派を超えて一致して賛成をしたいと思います。

生れた子供はつきりその日を届かない者が多いやうでありますけれども、生れたときからやういふやうな正確でない提出をするといふことは、國民生活の上において面白くない。これから日本が新しく生まれ変わつて行くには、生れたときから皆さんが正確にやるやうにやういふ習慣ができません。國民生活の上で非常に大事な点だと存じますので、その点から見てこれは大事だと思つておられます。第三の理由は、國際的に考へまして年齢の統計といふものは各國とも満で教えておるのが普通でございますので、各國の統計と合せて行く上からも満で教えますといふと、外の國との關係上國際的に非常にいいと思ひます。今のやうな理由の外にも一つは、配給の問題であります。これは實際は事務的に非常に厄介なものであります。現在は教える年で配給しておりますが、本来は農林省が配給公團に命じてやらしていただくのでありますから、法律第五十号によつてこれは当然満でやられやうなものであるにも拘わらず、やうでなく習慣に従つておられる。ところが國民に分けておられるところの配給量はどうかといふところから出て来たかといふと、これはそれだけの年齢に従つてカロリーを定めておられる。そのカロリーから何グラム必要であるといふところから出て来ておられるのであります。現在だといふと秋に生れた子供が翌年一、二月になりなると、もう二つになる。そのためにその赤坊はまだ何にも食べられないのに、

もう菓子配給があるといふやうな不合理が起つて来ますが、満になるとそういう不合理はなくなりまして、そういう点からもよくこれは満のカロリーから出て来ておられますから、配給の方も当然満になるべきだと思ひます。併しなごらただ現在の配給の上から見ますといふと、便宜上教える年でやっておりますが、この点も配給公團や農林省やら、或いは總理廳の自治課等に聞いて見ても、方策は立つといふことではありますから、ただこの法案が通つたら即日施行といふことは無理でありますけれども、或る期間を置いてこれを施行するならばできるということであり、又やういふことになりなれば配給も公正になり、又本當にその年齢に合った配給が行くことになるのでありますから、その点からいふとこれは悪くないと思つておられます。

○委員(田中耕太郎君) 本法案の原案作成処理に當りましては、御承知の上で各關係方面をいろいろ連絡を取り、又意見を聴取して十分慎重を期されたのであります。尙委員会に付託されました以上は、やはり關係官廳の方面の意見も参考に聞く必要があるかと存じますので、初めに増田官房長官のこれについての御意見を伺いたしたいと思います。○政府委員(増田甲子七君) 委員長さんから官房長官に意見をお伺いいたしましたので、まだ閣議に掛けて参議院提出のこの法律案に対する統一した意見を決定したことはないであります。結局官房長官たる増田の意見、公明の勿論意見でございますが、一のことになると思ひますから、その点はどうか御了承の上お聞き下さることをお願いいたします。私は官房長官として、この法案を拜見いたしました、非常に結構な法案である、こゝろ思つておられます。世界各國殆んど教える年といふやうな勘定の仕方をするところはないのであります。どこの國の人に自分の年齢を話すにいたしました、生れた時が一歳である、今日でも一歳である、或いは二月三十一日までは一歳である。こゝろいつた者も余程説明を要するのであります。科学的か非科学的かの見地から見ますれば、科学的であるといふ言ひにくいという感じがいたしました。ただ併しながら又この勘定の仕

方は、非常に便利な点もあるものでありまして、結局当議の入は、法律的に勘定しますと、零歳ということになるんじゃないか、或いはこの法案で見ますと、月で勘定するということになつておるようでございますが、まあ便利であるという点もあつてあります。併し全体として考えますと、この法案の方が遙かに文化的であり、進歩的である、欧米の文化というものを取入れて、文化生活、科学生活をする日本人としては、当然西洋式の計算法によつた方がよろしい、八ヶ歳を私は積極的に強く抱いておる者でございます。ただ併しながら日本の政治生活、法律生活、経済生活というものは、一切教年で勘定しておると思つて、尤も民法の結婚通婚等、昔から漢で勘定したておりまするが、随分なんかの關係は、恐らく教年である、年齢等は必ずしもそうではございませんが、とにかく教年が一つの社會習慣になつておるのでございまして、その社會習慣を一應切り替へるといふことは、なか／＼これは不便もございまして、余程の勇氣も亦要ると思つて、殊に精神経済下において、消費物資は配給されることになつておりまするが、その配給の主要なる消費物資として主要食糧がございするが、これは年齢別によつて非常に配給量が違つて來ます。ただ併し從來の標準が少し異なるだけであつて、この切替への不便、困難というものも、やがては克服できるのではないかといふふうに考へまして、余り機械的にこの西洋式計算法といふか、この計算方法を、配給制度その他に適用されたいことに御願下されるならば、非常に

つ又配給の物資の種類によりまして一月に五回配給するともありまするし、三回のとほりもありまするし、いろいろになつております。併しながら大体一ヶ月が単位に考えられて参りますので、その後の年齢の切替へにつきましては、誕生日の来た人は直ぐに町村長のところへそれを届け出て頂きます。その翌月から配給上の年齢変更をいたして参りたいと思つて、現在このやり方を検討中でございます。従いまして、大抵誕生日の來ました翌月から配給年齢を變えて整理をして行くということに進みたいと思つております。特にこの点についても差したる支障はないかと思つております。

○委員(田中耕太郎君) 大に農林省の食糧管理局給糧課長武田誠三君から御意見を伺いたいと思つて、○委員(武田誠三君) 農林省の給糧課長をやつておられます武田でございます。配給關係につきまします武田でございます。配給關係に切替へますことにつきましましては、我々の方でいたしましては特別異議はございません。大いに賛成をいたしたいと思つております。ただ現在の配給方法が御承知のごとく教年を以てやつておりますので、これを切替へますにつきましては、即刻いたしますと年齢を二つ縮めにやいかん人、一つ縮めればい人と両方出て参りまして、非常に現在の配給業務を処理いたします上に混乱を生ずる虞れが多いのでございまして、従いまして我々の方でいたしましては、消費計算を以て配給を実施いたしますにつきましましては、明年の一月一日から切替へるといふことになつておりました。十二月三十一日二十四時現在で切替へるといふ考え方がおつたのでございまして、今度の法案で明年の一月一日からということになつておりますので、この点も又問題がないと思つております。尚その切替へをいたしました後に、丁度誕生日が來ましたときから直ぐ切替へるかどうかという問題であります。これも事務上の關係からいたしまして、現在の配給が各地区地区によりまして、且

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

規則第四百四條によりまして予め多数意見者の署名を懸なければならぬことになつております。それから委員長におきまして本案の内容、本委員会における質疑應答の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記を止めて……

○委員(田中耕太郎君) 速記を始めて……それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につきまして多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成せられました方は順次御署名を願います。

○委員(田中耕太郎君) 次は日程の第二といたしまして、学校教育法の一部を改正する法律案、これにつきましましてはすでに前回質疑が相当行われたわけでございます。尚今日特に御質疑をなさる方がございませれば御発言を願います。……本案については質疑は終了したものと認めまして御異議ございませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。尙討論でございまして、討論を省略することに御異議ございませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。尙討論でございまして、討論を省略することに御異議ございませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。若し御異議がございませんければ、本法案につきましましては討論を省略したいと思つて存じます。如何でしよう。

方法を配給制度の他に適用されたことにより御座下るならば、非常に事務上の関係からなして、現在に決定いたしました。尚、本委員におきまして委員長の口頭報告の内容は、本院のものも御座います。尚、御座います。○岩間正男君 ちよつと簡単な事項ですが、第八十六條の点について伺いた

い。それは「第五十條第一号の規定にかかわらず、用紙割当制の廃止されるまで、文部大臣が行う」というので、地方の教育委員会の検定権というものが、一應こういう形で文部大臣に委譲されるという條項に改正されておられるのでありますが、この経過についてどういふような理由からであるかということをお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) 現在施行されておられます教育委員会の附則におきましては、用紙割当制が廃止されるまで、文部省の、文部大臣の検定した教科書を都道府県教育委員会が採択するといふ趣旨の規定が設けられておつたのであります。つまり用紙割当制が廃止されるまで、文部大臣のみが検定を行うといふ趣旨は現行法通りであります。ただ都道府県教育委員会のみが採択するといふのを、市町村委員会も……それがない場合には都道府県委員会も採択を行う。こういう趣旨に変わったわけでありまして、その変えす理由でございますが、昨年この教育委員会法が第二國會で成立いたしました。それと同時に、同じ國會で教科書発行に関する臨時措置法が通過いたしました。教育委員会法制定の当初におきましては、まだこれは試みて見ないことであり、教科書発行に関する臨時措置法によりまして、あつた方法で教科書の需要を握ることが、果してうまく行くかどうか、相当懸念をいたしましたわけでありまして、その懸念から差当り採択は都道府県委員会のみがやるのがいいという趣旨であつたのであります。ところが、昨年の夏実際に見本展示会をやり採択カードの取組みをやりまして、非常に成績がよろしうございました。その点から見ればむしろこういう附則の特例を止めて、本則の方へもう還らたつたのではないかと、こういう趣旨で今回改正を提案した次第であります。

○岩間正男君 私もこの八十六條について質問したいと思つておられますが、用紙割当制が廃止されるまで、文部大臣の方で検定するといふふうな趣旨について、理由について聞きたいのです。この教育委員会法ができて、教育の民主化という方面が重んぜられて、検定も一先教育委員会で行われるように本則でできておるのであります。特に五十條を設けて、検定を文部大臣がするといふことになつておるのであります。それが結局教育の重要性を、用紙の割当といふことによつて束縛しておるのじやないか。こういうふうにお考えられるのであります。教育の面におきましては、往々そういうふうなことが多いのであります。これに關しましてはむしろ文部省といつたしましては、用紙の割当を増額して、そして検定を教育委員会においてやらせるといふ、本旨に關するやうな方法をとるのが本當ではないかと思つておられます。その辺の文部省の考へについてお伺いいたします。

○政府委員(稲田清助君) お言葉のとく教科書に關します用紙割当を増額するといふ点につきましては、私共も非常にその希望も持ち、又努力もいたして參つておるわけでありまして、このところ年々よくはなつて參つておりますけれども、併しながら本年度の教科書に關しまして、我々として、まあ少くとも六千万ポンド程必要だと思つておつたのであります。突

際に割当てられたのが四千八百万ポンド、又それも割当てられた期間に現突を遅れて用紙を入手するといふ状態でありまして、全国的に教科書の需要を確保しまして、或る物については何%発行する。或る物については全額を發行するといふような種々の操作を経て、漸く教育の必要に間に合うやうにいたしておる現状でございます。この現状が著しく改善せられれば、そこは又別途の案があると思つて、併しながら昨年教育委員会法ができて、又今年その改正をやりまして現状におきましては、まだやはりこの用紙の割当と教科書の発行といふものとを密接に關連せしめて、そのときどきの状況に應じて、そのときどきの発行をやつて行くといふことがまだ徹底され得ない状態にありまして、我々として、非常に遺憾に思つておられますけれども、現状においては止むを得ないことと思つておられます。

○岩間正男君 用紙の割当がたとえ限定されておるとしても、教科書を發行する子供は変わらないのでありますから、それを地方の検定に移しても一向關係がないように思つておられますが、その辺何か、どうしても文部省で検定しなければ用紙の制限をされるといふようなことがあるのですか。その点、私は一向數量において変りはないものと考え、變りなかつたならば、教育の民主化という方面から、むしろ八十六條を削つて、地方に検定させた方がよからうと、こういうふうにお考えを。

○政府委員(稲田清助君) 只今の状況から申しますと、用紙割当を受けまう場合には、非常にまあ詳細な教科書の製造行政の計画を作りましたして商工省、安本と協議し、關係方面の關係各部門の許可を得て決まるわけでありまして、これに對しまして今度教科書を發行いたします場合にも、何部というその單位まではつきりした數字を以て、關係方面の許可を受けて逐次的に行つておると、そういうふうなまあ状況でございます。従つて教科書の用紙の割当と、教科書の實際の發行といふものを一つのところで結び付けないと現在の發行ができません、こういう状況にあることを御了承願ひたいと思つておられます。

○岩間正男君 大休見通しを伺いたいのですが、用紙割当制がどのくらい程度でこれは廃止になるかといふやうな見通しを、文部省はどう立つておるかといふ問題であります。今年の用紙の生産量は非常に増加しておると聞く、そしてそれをどのように使うかといふことと、これは商業新聞ではなくて、実は教科書と、それから学用品、何かノートなどに使うといふことが、この前成田局長の説明によつてなされたのであります。この文部委員会で……、そういうことを聞いておられるのであります。教科書方面の用紙割当の見通しは、どういふふうにしておられるか、この点伺いたしたのであります。

○政府委員(稲田清助君) 教科書に關しては、御承知のことと全印刷用紙の二三%に及んでおるわけでありまして、一般出版用紙が約十%程でないかと考えておられます。従いまして現在國內で生産される用紙の枠内において、外に振り当てられておるものを削いで教科書に持つて来るという

のには、余りに教科書に現在使用しておるパーセントが大きい割合を占めておるのじやないかと思つて、従つて教科書の用紙をこれ以上増すためには、どういたしまして國內における用紙の生産を飛躍的に増加するか、或いは輸入に俟たなければならぬといふような状況にまああるかと思つておられます。その方は勿論私共その面にはないのでよく分りませんが、常にも、突撃問題として教科書を扱つて第一にバルブの問題、バルブの隘路以上は又問題になつておるのが石炭の問題、石炭の隘路が解決されれば、まあ國內のバルブの隘路まで到達する。その隘路まで到達しても尚且つ教科書用紙として果して何%増し得るかどうか。その差といふのは非常に少いのではないか。要するに輸入でも非常に増額する、バルブとしてなり、或いは製紙としてなりといふやうな事象が立ち至るまでは、恐らく用紙の統制といふものは撤廃されないのじやないか。こういうふうなまあ私共の立場として想像いたしておるわけでありまして、

○岩間正男君 八十六條の問題であります。稲田局長の説明ではやや承でないのではありません。この文部大臣が検定を行なうといふ必要は、用紙割当制のみではなくして、その他にも十分に局長側においても必要を認めておる他の理由を持つておるのだと思つておられます。一体日本の法律はなぜそういう不正直にやるのであるか。私はその点からゆるやゆるい場合によつて、一種の欲求を覚えるのでありますけれども、用紙割当制の問題だけであるならば、学童、教

科書の需要数、ページ数等を考えれば、当然全国的には或る一定の数量が出て来て、それだけ取れるとすれば文部省で検定しようと、地方教育委員会が検定しようと、それは同様なわけであります。特に自由競争で幾種類の本をストックに取つて置くということでない以上は、今日行われておるのは展示会において数量を事前に選り抜いて印刷しておるのでありますから、その点は制当の問題とは別個の問題となるのであります。その制当制度に懸れて何事かを主張しようとしておる。それならばそれで正面を切つて堂々と主張すればいいのに、我々は何も知り得ない問題だとすれば非常に政府当局は国会議員を愚弄しておるといふことにならざるを得ない。いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

る。だけれども、いろいろな事情を私には知つておるから、そういうことを語

ならんという点につきましては、私共もとよりそういう点について考へております。昨年の検定制度の実績であり

ます。これを検定制度の昨年実施

されたのであります。若し初年度から

好成绩を以てやろうとしたならば、

もつと編纂にも余裕を興へ、

審査にも慎重を期するために時間等を

取つてやらなければならぬ。昨年

よりなると、本年度から使用できる

ように昨年において検定を実施すると

いうことがそれ自体むづかしかつた、

一年か二年遅らして十分な準備の下に

実施いたしましたならば、もつと昨

年の成績はよかつたろうとこう思われ

るのであります。併しながら結局我々

といたしまして結論に到達いたしました

のは、最初の年においてはそう好成

績を挙げ得ないにしろ、一年も早くこ

の制度を実施して一般の人、或いは

採択する側も、この制度に慣れて実施

した方がよいと、こういう希望を以て

昨年出されたのであります。本年も

引続きいたしたのであります。本年も

も、昨年よりも一般にまだこれは途中

でありますけれども、いろいろな点に

ついて支障がなく円滑に進行して

おるに考へられます。この点非常に

力強く考へております。將來におきま

しては勿論、これは各地方々々で検定

が行われる方に一刻も早く我々として

は持つて参りたいと、それにはいろいろ

の教材の關係その他の關係もござい

ますけれども、先ず中央において実施

しておる今日の検定をより実績をよく

挙げて参りますれば、やがては地方に

おいて検定する時期も早く招き来るの

じやないかと、そういうような期待を

法の一部を改正する法律、本案を可決

することに賛成の方の御起立をお願いま

す。

〔議員起立〕

○委員(田中耕太郎君) 全会一致を

以て可決することに決定いたしました

。尚本会議における委員長の報告そ

の他につきましては、慣例に従いまし

て処置いたしました。差支ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(田中耕太郎君) 御異議ない

ものと認めます。それでは本案に多数

意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

山本 勇造 松野 喜内

岩間 正男 左藤 義詮

河野 正夫 若木 勝敏

三島 通陽 木内キヤウ

鈴木 憲一 堀越 儀郎

高良 とみ

○委員(田中耕太郎君) それでは午

前はこの程度に止めて、午後又引

續いて委員会を開きたいと存じます。

午後四時四十分分休

午後二時十分開会

○委員(田中耕太郎君) 只今より再

開いたします。速記を止めて……

午後二時十一分速記中止

午後四時十八分速記開始

○委員(田中耕太郎君) この際皆様

にもちよつとお話いたします。高良と

み君から理事辞任の願いが出ておりま

すが、承認するに御異議ありませんか

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(田中耕太郎君) 御異議ない

と認めます。次に理事互選を行いま

す。互選の方法は如何いたしますか。

五月七日日本委員会に左の事件を付託さ

れた。

理事

若木 勝敏君

松野 喜内君

木内キヤウ君

岩間 正男君

河野 正夫君

大隈 信幸君

高良 とみ君

堀越 儀郎君

三島 通陽君

山本 勇造君

藤田 芳雄君

鈴木 憲一君

政府委員

増田甲子七君

左藤 義詮君

文部事務官

柴沼 直君

文部事務官

稲田 清助君

文部事務官

武田 誠三君

農林事務官(食糧

管理局長)

菅野 謙三君

定制度の充実というところが中心になつて、多くその方向に精力を推進せねば

おいて確定する時期も早く招き来るのじやないかと、そういうような期待を

決に入りたいと思ひます。教育委員会法の一部を改正する法律、本案を可決

と認めます。次に理事互選を行います。互選の方法は如何いたしますか。

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、年齢のとなえ方に関する法律案 (田中耕太郎君外十七名発議)

年齢のとなえ方に関する法律案

この法律施行の日以後、國民は、年齢を数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律(明治三十五年法律第五十号)の規定により算定した年数(一年に達しないときは、月数)によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない。

この法律施行の日以後、國又は地方公共団体の機關が年齢を言い表わす場合においては、当該機關は、前項に規定する年数又は月数によつてこれを言い表わさなければならない。但し、特にやむを得ない事由により数え年によつて年齢を言い表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

政府は、國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを勵行するよう特に積極的な指導を行わなければならない。

前項の事務は、附則第一項に規定する期日より前から行うことができる。

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育関係諸法案の審議公開に関する請願(第八百九十八号)

一、国立学校授業料すべし及び減免制

確立に関する請願(第八百九十九号) 一、私立学校経営費國庫補助等に関する請願(第九百号)

一、著作權法中一部改正に関する請願(第九百三十三号)

一、六三制教育予算増額に関する陳情(第三百六十九号)

第八百九十八号

昭和二十四年四月二十五日受理

教育関係諸法案の審議公開に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町

早稻田大学内 関東地方学生自治会連合会内

小松輝久 外三千五百名

紹介議員 岩間 正男君

日本民主化の一環である教育の民主的改革の進展に伴い、当局においては教育改革が考案されているが、文化國家の建設に當るの國民大衆であるから、教育改革についてはその意図するところを公開し、又法文化したものは、これを全日本学生自治会總連合会、日本教職員組合等の労働組合、民主團體に討議のため呈出し、その討議期間に相当時日を與えられたいとの請願。

第八百九十九号 昭和二十四年四月二十五日受理 国立学校授業料すべし及び減免制確立に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町

早稻田大学内 関東地方学生自治会連合会内

小松輝久 外千二百二十名

紹介議員 岩間 正男君

わが國における学校教育の実情をかえりみると、私立学校は大学及び高等専門学校においては官公立校数よりも多く、中、高等学校においては総数の三分の一を占めているにもかかわらず、私学に対する國家の関心と助成とは問題外であつた。しかし、現在私学は難災あるいは、戦後の経済インフレのため、物質的、財政的に致命的打撃を受け、その在立は危機にひんし、既に一部の学校は閉鎖のやむなきに至つてゐるから、すみやかに、私学に対する経営費の補助、貸付を圖られたいとの請願。

第九百三十三号 昭和二十四年四月二十五日受理 著作權法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田岩本町三 守屋美智雄外

二十二名

紹介議員 松野 喜内君

今回政府は、国立学校の授業料を三倍に値上げすることであるが、この措置は、国立学校学生の生活を更に窮乏に陥れ、高等教育を一部有産階級の子弟に独占させ、教育、學術の水準を低下させるものであるから、授業料を現行のままですむべくともに、授業料に関する減免制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第九百号 昭和二十四年四月二十五日受理 私立学校経営費國庫補助等に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町

早稻田大学内 関東地方学生自治会連合会内

小松輝久 外二千五百二十名

紹介議員 岩間 正男君

わが國における学校教育の實情をかんがへると、私立学校は大学及び高等専門学校においては官公立校数よりも多く、中、高等学校においては総数の三分の一を占めているにもかかわらず、私学に対する國家の関心と助成とは問題外であつた。しかし、現在私学は難災あるいは、戦後の経済インフレのため、物質的、財政的に致命的打撃を受け、その在立は危機にひんし、既に一部の学校は閉鎖のやむなきに至つてゐるから、すみやかに、私学に対する経営費の補助、貸付を圖られたいとの請願。

第三百六十九号 昭和二十四年四月二十七日受理 六三制教育予算増額に関する陳情

陳情者 北海道浦河郡浦河町大

通一 小川ケン外千六百四十七名

教育費予算の削減によつて、六三制教育は崩壊の危機にひんしてゐるから、六三制完全実施のため、教育費予算を増額するが、追加予算を組まれないとの陳情。

五

第八部 参議院文書委員會全議錄第十号 昭和二十四年五月九日 (参議院)

六

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第八部)

(二八〇)